

## 蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業業務方法書実施細則

平成20年2月28日付け19蚕提携第3号  
財団法人大日本蚕糸会会頭通知  
改正 平成20年8月29日付け20蚕提携第41号  
改正 平成21年1月26日付け20蚕提携第61号  
改正 平成22年11月1日付け22蚕提携第85号  
改正 平成26年5月15日付け26蚕提携第72号  
改正 平成27年6月25日付け27蚕提携第75号

「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業業務方法書」（平成20年2月28日付19蚕提携第3号財団法人大日本蚕糸会会頭通知、以下「業務方法書」という。）の細則として、「蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業業務方法書実施細則」を定める。

### 第1 蚕糸・絹業提携システム形成支援事業の実施と留意事項

#### 1 提携システム構築コーディネート事業

##### (1) コーディネート事業の対象経費

###### ① 川上・川下に係る情報の収集・提供

繭・生糸等の生産・加工技術に関する資料、絹需給等に関する統計資料等の作成及びこれらを含む蚕糸業から絹業に至る幅広い関連情報の収集・加工・提供（ホームページ等の制作・掲載を含む。）等に要する経費、情報収集等に関する現地調査旅費、調査資料のとりまとめアルバイト賃金、印刷費、調査文献購入費等

###### ② 提携システム構築のための相談・指導

提携システム推進に係る中央説明会、養蚕産地・絹織物産地・絹織物集散地等での現地説明会、製糸業者、流通業者等への個別説明会、関係者に対する相談会等の開催等に要する現地指導旅費、会場費、会議費、資料印刷費、講師謝金等

###### ③ 蚕糸・絹業情報交換会の開催

蚕糸・絹業情報交換会（マッチング）に要する講師旅費、講師謝金、職員旅費、会議費、会場借料、資料印刷費、資料運搬費等

###### ④ コーディネーターの派遣

コーディネーターの活動支援に要する指導旅費、会場借料、会議費等

##### (2) 留意事項

提携システム構築に向けてコーディネーターの役割は極めて重要となるが、コーディネーターは、下記の事項に重点を置いた取組を行う必要がある。

① 国産絹製品の最終製品目標の設定と製品開発の方策（繭（品種）の特長を活かした商品開発企画とその商品の販売戦略等）の策定とその推進

② 蚕糸・絹業のそれぞれの段階（蚕種、養蚕、製糸、撚糸、精練、製織、染色

- 等)での製品の生産手法・生産体制の構築とその推進
- ③ 蚕糸・絹業の各段階の役割分担とその推進
  - ④ グループ連携上のルール作り及び合意形成(品種選定、繭、生糸、織物等の品質及び価格並びにその支払い、それらを定めた規約又は契約書の締結等)とその推進

## 2 提携システム構築バックアップ事業

### (1) バックアップ事業の補助対象経費

- ① 養蚕用資材の安定供給  
養蚕資材を安定的に確保する取組を支援するための現地調査旅費、資料印刷費、会議費等
- ② 純国産絹製品の試作、評価  
純国産絹製品を生産するための、生地、製品等の試作経費、生地、試作品等の展示会の開催経費(会場借料、説明員の謝金、アルバイト賃金等)、消費者モニター評価謝金、パンフレット・ポスター等の作成費等
- ③ 純国産絹製品の希少性の普及・啓発  
純国産絹製品の希少性の普及・啓発のための、講師旅費、講師謝金、会議費、会場借料、資料印刷費、資料運搬費、アンテナショップの設置(イベントスペース借上、商品搬入、アルバイト賃金等)等
- ④ 純国産絹マークの制作・配布・管理・普及  
純国産絹マークの制定、制作、配布、実施状況(普及・管理)調査、国内外のマークに関する調査・分析等に要する、委員旅費、委員謝金、現地調査旅費、会議費、会場借料、資料、事業報告書等印刷費、資料運搬費等
- ⑤ その他の取組  
その他、蚕糸・絹業提携システムを構築しようとする関係者の取組が円滑に行われるようを支援するとともに、支援センターにおいて事業執行上必要な職員旅費、会議費、委員等旅費、委員謝金、印刷費、集計アルバイト賃金等

### (2) 留意事項

本事業については、その一部を委託して実施することができるものとする。この場合、受託者の募集は公募を原則とするが、止むを得ず随意契約で行う場合は、その理由書を添付し、受託者とは委託契約を結び実施するものとする。

## 3 純国産絹製品づくり条件整備事業の留意事項

### (1) 稚蚕共同飼育所の再編整備に係る事業

稚蚕共同飼育所の再編整備事業を実施する場合は、要領別様式第3号様式Aの添付資料として、稚蚕共同飼育所の再編整備に伴う施設・機械等の整備を行う場合にあつては、見積書・仕様書及び設計書を添付する。

なお、機械・機材の導入に当たっては、競争入札を原則とするが、止むを得ず

随意契約で行う場合は、その理由書を添付する。

(2) 稚蚕の安定供給に係る事業

稚蚕共同飼育を委託する場合は、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要領(平成20年2月6日付け19生産第7661号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。)別記様式第3号、様式Aの添付資料として、委託契約書の写しを添付する。

(3) 機械・機材の整備に係る事業

当該事業を実施する場合は、要領別記様式第3号、様式Bの添付資料として導入する機械・機材の見積書、仕様書及び設計書を添付する。

なお、機械・機材の導入にあたっては、競争入札を原則とするが、止むを得ず随意契約で行う場合は、その理由書を添付する。

## 第2 蚕糸・絹業提携システム確立対策事業の留意事項

### 1 提携システム確立のための支援

#### (1) 提携システム確立事業計画の策定に当たっての留意事項

業務方法書第16条の事業計画の策定に当たっては、以下の事項その他当該提携システムの円滑な稼動のために必要な事項について検討し、必要に応じ規約書又は契約書に記載する。

① 蚕品種の手当の方法及び蚕種代の支払い方法

② 繭の品種別等の生産数量、生産された繭の流通方法(数量の確認方法を含む。)、繭代の支払い方法、凍霜害等の気象災害、桑の病虫害や蚕病の発生等による繭生産量の減少に伴う対応(免責条項)、繭の品質格差の取扱い

③ 生糸生産、撚糸、精練、製織、染色等の方法とそれらの加工費の支払い方法

#### (2) 繭生産数量の補正に当たっての留意事項

① 単繭重の軽い原種の繭又は3眠蚕の繭を対象に繭生産数量を補正する場合は、補正の根拠となるデータを添付する。

② 繭生産数量の補正は、2割増を上限とする。

#### (3) 蚕期の区分

事業実施計画の蚕期区分は、都府県別の蚕期区分による。

## 第3 蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業助成金交付等事務手続きの留意事項

### 1 蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業助成金の変更承認申請手続き

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業(以下「本事業」という。)の事業実施主体(本

会を除く。以下同じ)は、本事業助成金(以下「助成金」という。)の交付決定があった後において、次に掲げる場合は、あらかじめ別記細則様式第1号により変更承認申請書を策定し、一般財団法人大日本蚕糸会会頭(以下、「大日本蚕糸会会頭」という。)あて提出して承認を受けるものとする。

- (1) 細則別表に定める経費の配分及び事業の変更
- (2) 事業実施主体における事業の中止又は廃止

## 2 助成金の交付等

### (1) 助成金の交付

本事業に係る助成金の交付は、当該事業が完了し、その額が確定した後に行うものとする。

### (2) 概算払い

- ① 大日本蚕糸会は、事業実施主体からの請求により必要があると認めるときは、(1)の定めにかかわらず、当該事業の進捗度合いを勘案の上、助成金の9割未満の範囲内で、概算払を行うことができるものとする。
- ② 事業実施主体は、概算払いを受けようとするときは、業務方法書第18条の規程に基づき概算払い請求書を策定し、大日本蚕糸会会頭あて提出するものとする。
- ③ 当該助成事業が当該年度内に完成する場合において、その完成を確実なものにするために、助成金の未受領額(又はその一部)の概算払いを必要とするときは、当該年度の1月31日現在における当該事業の遂行状況報告書とともに、助成金概算払い請求書(別記細則様式第2号)を大日本蚕糸会会頭あて提出するものとする。
- ④ 上記③の助成事業に係る遂行状況報告書及び助成金の概算払請求書の提出期限は、当該年度の2月15日までとする。

## 第4 事業の実施状況報告

- 1 事業方法書別表1の(3)のイ(機械・機材の整備)の事業を実施した事業主体は、実施年度から5年間、また、業務方法書別表2の(1)(提携システム確立のための支援)の事業を実施した事業主体は、事業終了後5カ年間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告を、翌年度の6月末日までに大日本蚕糸会会頭あて報告するものとする。
- 2 1の事業実施状況報告は、以下の書式によるものとする。
  - ① 業務方法書別表1の(3)のイ(機械・機材の整備)の事業実施状況報告書(別記細則様式第3号)
  - ② 業務方法書別表2の(1)(提携システム確立のための支援)の事業実施状況報告書(別記細則様式第4号)

細則別表

補助対象経費等	補助率	経費配分の変更等	事業内容の変更等
1 蚕糸・絹業提携システム形成支援事業			
(1) 提携システム構築コーディネート事業		本会の直接事業のため省略	
(2) 提携システム構築バックアップ事業		本会の直接事業のため省略	
(3) 純国産絹製品づくり条件整備事業			
ア 稚蚕共同飼育所の再編整備事業	1/2 以内		「補助対象経費等」の欄に掲げる(ア) から(オ)の種目の変更
(ア) 再編整備検討会			
(イ) 飼育施設の増・改築			
(ウ) 空調設備等の新・増設			
(エ) 飼育所統合のための設備の新設・廃棄			
(オ) 広域配蚕に対応した機材整備			
イ 稚蚕の安定供給事業 稚蚕共同飼育所において1令から3令までの蚕を飼育するのに必要な経費(助成の単価は、1箱当たり以下の金額を限度とする。) 平成26年度 7千円 平成27年度 6千円 平成28年度 5千円	定額	交付決定額を超えて事業を実施しようとするとき	飼育する登蚕共同飼育所の変更並びに稚蚕の掃立及び配蚕数量のそれぞれ30%を超える減
ウ 機械、機材の整備 (ア) 特殊生糸等繰糸機 (イ) 特殊乾繭・煮繭用装置 (ウ) 小ロット対応織機 (エ) その他純国産絹製品づくりに必要な特に農林水産省生産局長が認める機械、施設	1/2 以内	「補助対象経費等」の欄に掲げる(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の経費の相互間におけるそれぞれの経費のいずれか低い額の30%を超える増減	設置する機械・機材の変更及び設置台数の30%を超える減
2 蚕糸・絹業提携システム確立対策事業			
提携システム確立のための	定額		1対象となる繭生産数

<p>支援          蚕糸・絹業提携システムの確立に取り組む提携グループに対し、初度的経費の助成（助成額は、当該年度の繭生産量に別途定める助成金の単価を乗じて得た金額を上限）</p>		<p>量の30%を超える増減          2グループ構成者の変更</p>
---	--	---

別記細則様式第1号

平成〇〇年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業（〇〇事業）  
変更承認申請書

番 年 月 日 号

一般財団法人 大日本蚕糸会  
会頭 〇〇 殿

事業実施主体  
住所  
名称  
代表者 印

平成 年 月 日付け 第 号により助成金交付決定通知のあった平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業（〇〇事業）の実施について、下記の理由により（内容及び経費の配分）を変更したいので、承認されたく関係書類を添えて申請致します。

記

1 変更の理由

2 添付資料

（注）助成金の交付決定がされた事業の内容及び経費の配分、変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更前部分と変更部分を二段書きにし、変更前部分を括弧書で上段に記載する。

別記細則様式第2号

平成〇〇年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業（〇〇事業）  
遂行状況報告及び助成金概算払請求書

番 年 月 号 日

一般財団法人 大日本蚕糸会  
会頭 〇〇 殿

事業実施主体  
住所  
名称  
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号により助成金交付決定通知のあった平成 年度蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業（〇〇事業）の実施について、平成 年1月31日現在の年度内事業遂行見込み状況を下記のとおり報告します。

なお、年度内予定事業遂行のため必要があるので助成金未受領額 円を概算払によって交付されたく申請いたします。

記

事業の種類	年間計画		〔年度内完成〕 予定 又は出来高				備考
	事業費	内大日本 助成金	事業費	内大日本 助成金	出来高	事業完了予 定年月日	
	円	円	円	円	%		



別記細則様式第3号

蚕糸・絹業提携システム形成支援事業(純国産絹製品条件づくり整備事業のうち機械・機材の整備)の実施状況報告書

番 号  
年 月 日

一般財団法人 大日本蚕糸会  
会頭 ○○ 殿

事業採択年度	年度	事業実施主体住所
事業完了年度	年度	事業実施主体名
事業報告年度	年度( 年目)	印

第1 事業実施の概要

整備した機械施設名	事業量	構造・規格・能力等	総事業費 千円	助成金 千円

第2 事業実施後の状況

区 分	事業完了年度 ( 年度)	2年目 ( 年度)	3年目 ( 年度)	4年目 ( 年度)	5年目 ( 年度)	目 標 ( 年度)
導入機械等の利用状況(稼働日)						
生産又は処理計画量(単位)						
生産又は処理量実績(単位)						

(注) 導入した機械・機材を利用したもの(事業の目的とした対象物)についてのみ記述する。

- 蚕種：品種別生産箱数(2万粒換算箱数)(箱)
- 稚蚕飼育箱数(箱)
- 乾繭・煮繭処理繭量(kg)
- 生糸生産量(kg)
- 撚糸処理量(kg)
- 織物数量(織物の種類別)(反・m<sup>2</sup>)
- 染色数量(製品の種類別)(反・m<sup>2</sup>)
- 精練の処理量(反・m<sup>2</sup>)

第3 事業の効果及び改善方策

事業の効果及び改善方策	事業の効果	改善方策 (改善の必要がある場合)
事業完了年度 ( 年度) 2 年 目 ( 年度) 3 年 目 ( 年度) 4 年 目 ( 年度) 5 年 目 ( 年度)		

別記細則様式第4号

蚕糸・絹業提携システム確立対策事業（のうち提携システム確立のための支援）の実施状況報告書

番 号  
年 月 日

一般財団法人 大日本蚕糸会  
会頭 ○○ 殿

事業採択年度	年度	事業実施主体住所
事業完了年度	年度	事業実施主体名
事業報告年度	年度( 年目)	印

第1 提携システム構成者と主な役割

構成員	氏名(企業名)	主な役割	計画時から構成員に変化のある場合はその概要を記述
養蚕農家 関係農協 蚕種業者 製糸業者 製織業者 染色業者 問屋等 ・・・ ・・・ ・・・			

(注) 構成員のうち養蚕農家等関係者が多い場合は、別紙とする。

第2 原料繭の生産実績

年 度	蚕品種名	春 蚕	初秋蚕	晩秋蚕	年 間
事業完了年度 ( 年度)		kg	kg	kg	kg
2年目( 年度)					
3年目( 年度)					
4年目( 年度)					
5年目( 年度)					

(注) 蚕品種別に記入する。

### 第3 養蚕農家への繭代

年 度	蚕品種名	繭代 (円/kg)					
		春 蚕		初秋蚕		晩秋蚕	
		契約	支払い	契約	支払い	契約	支払い
事業完了年度 ( 年度)							
2年度目 ( 年度)							
3年度目 ( 年度)							
4年度目 ( 年度)							
5年度目 ( 年度)							

(注) ① 蚕品種別に記入する。

② 表中「契約」とは、契約繭代のことである。また、「支払い」とは、実際に養蚕農家に支払った繭代のことである。

### 第4 提携グループとしての製品の生産計画及び実績並びに販売概要 (製品種類別)

--

### 第5 事業の効果及び改善方策

年度区分	事業の効果	改善方策 (改善の必要がある場合)
事業完了年度 ( 年度)		
2年目 ( 年度)		
3年目 ( 年度)		
4年目 ( 年度)		
5年目 ( 年度)		